



2024年7月5日

各 位

会 社 名 上村工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上村 寛也
(コード番号 4966 東証スタンダード市場)
問合せ先 経理財務部長 米田 剛
TEL 06(6202)8518

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月5日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割 当 日	2024年8月2日
(2) 処分する株式の種類 及び 数	当社普通株式 6,845 株
(3) 処 分 価 額 及 び 処 分 総 額	1株につき 10,920 円 ※本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、2024年7月5日開催の取締役会決議の日の前営業日（2024年7月4日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値10,920円を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額74,747,400円を処分総額としております。
(4) 処分先及びその人 数並びに処分株式 の 数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 6名 6,845 株 内 I. 在籍条件型譲渡制限付株式：2,400 株 II. 業績条件型譲渡制限付株式：4,445 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを一層高めるとともに、株主との価値共有を更に進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、2023年6月29日開催の第95期定時株主総会において、本制度の内容として、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」と、対象取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めるべく、当社の取締役会が予め定める業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」を支給することについてご承認をいただいております。

また、第95期定時株主総会では、本制度に基づき対象取締役に対する報酬として支給される当社の普通株式の総額は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年額30,000千円以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70,000千円以内、合わせて年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、発行又は処分する当社普通株式の総数は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年20,000株以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年46,000株以内、合わせて年66,000株以内（ただし、いずれの総数についても、第95期定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当

社の普通株式の無償割当てを含む。) 又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。) とすること、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与について対象取締役の報酬として当社の普通株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として発行又は処分に係る当社の普通株式の割当日から当社又は当子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。) とすることについてご承認をいただいております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する上記報酬の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名報酬委員会の審議を経たうえで、本制度の目的、当社の業績や経営環境、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、対象取締役6名に対して、当社の普通株式6,845株を付与することといたしました。その内訳は以下のとおりです。

- I. 在籍条件型譲渡制限付株式：普通株式2,400株
- II. 業績条件型譲渡制限付株式：普通株式4,445株

本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

I. 在籍条件型譲渡制限付株式

(1) 譲渡制限期間

2024年8月2日(割当日)から当社の取締役の地位を退任した直後の時点又は2025年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日(2024年6月27日(ただし、同日開催の当社の定時株主総会の終結後の時点とする。))からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、在籍条件型譲渡制限付株式としての割当株式(本Iにおいて以下「本割当株式」という。)の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役が任期満了又は死亡その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、本役務提供期間中に、当社の取締役の地位を任期満了又は死亡その他の正当な事由により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点又は2025年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役が、2025年7月1日の直前時点までに、死亡により退任した場合には、当該退任した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（6）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2025年7月1日の到来時点までである場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

II. 業績条件型譲渡制限付株式報酬

（1）譲渡制限期間

2024年8月2日（割当日）から当社の取締役の地位を退任した直後の時点又は2025年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ、当社の第97期（2025年3月期）の有価証券報告書に記載された当該事業年度の連結営業利益131億円以上（以下「本業績目標」という。）を達成したことを条件として、業績条件型譲渡制限付株式としての割当株式（本IIにおいて以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役が任期満了又は死亡その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、本役務提供期間中に、当社の取締役の地位を任期満了又は死亡その他の正当な事由により退任した場合には、本業績目標を達成したことを条件として、対象取締役の退任の直後の時点又は2025年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役が、2025年7月1日の直前時点までに、死亡により退任した場合には、当該退任した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点若しくは上記（3）で定める譲渡制限解除時点又は本業績目標が不達成となった時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本業績目標を達成したことを条件として、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2025年7月1日の到来時点までである場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

以上